

岐阜県公報

号 外 (九) 平 成 十 九 年 四 月 一 日

目 次

人事委員会規則

○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

ページ
一

○ 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同) 三

○ 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同) 一五

○ 職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則

(同) 一五

○ 岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則

(同) 一五

○ 岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

(同) 一六

○ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(同) 一六

○ 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

(同) 一七

○ 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(同) 二三

○ 岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同) 二三

人事委員会訓令甲

○ 岐阜県人事委員会事務局職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

(同) 二三

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第四号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表行政職の表中

職員の職		職員の職	
権任命者	本部長	権任命者	本部長
	次本部長		次本部長
	本庁課長		本庁課長
	課長補佐		課長補佐
	主査		主査

する職		を	
主任	主事	権任命者	の職員
			本部長
			次本部長
			本庁課長
			課長補佐
			主査

査主任主事	
に改め、同表知事の項本庁部長の欄中「健康保健指導監」を	

「会計管理者 出納事務局長」に改め、同項本庁次長の欄中「全国植樹祭推進事務局長」を削り、「研究開発副総括監」を「国体準備事務局長」に改め、「副出納長」、「出納事務局長」及び「大阪事務所長」を削り、「希望が丘学園事務局長」を「県立看護大学事務局長」に、「県立看護大学事務局長」を「希望が丘学園事務局長」に改め、同項本庁課長の欄中「国体準備事務局長」を「国体準備事務局次長」に改め、「全国植樹祭推進事務局次長」及び「政策報道監」を削り、「少子化対策監」を「少子化対策監 地域振興企画監」に改め、「給与システム企画監」及び「保健企画監」を削り、「感染症対策企画監」を「感染症対策企画 保健企画監」に改め、「高齢者医療企画監」及び「消費流通企画監」を削り、「建築安全対策監」を「建築構造審査監」に、「財務開発企画監」を「総合財務企画監」に改め、「大阪事務所課長」を削り、「県立看護大学課長」を「県立看護大学課長 衛生専門学校総務課長」に改め、「県立病院管財指導監」を削り、「県立病院医療サービス課長」を「希望が丘学園総務課長 子ども相談センター家庭支援第二課長」に改め、「女性相談センター女性支援企画監」及び「国際たくみアカデミー 副塾長」を削り、「道路維持課長」を「施設管理課長（岐阜土木事務所施設管理課長を除く）」、「道路維持課長（岐阜土木事務所道路維持課長を除く）」に改め、「岐阜建築事務所課長」を削り、同表教育委員会の項本庁次長の欄中「美術館副館長」を「美術館副 現代陶芸 館長」に、「国際情報科学芸術アカデミー事務局長」を「国際情報科学芸術アカデミー 森林文化アカデミー 美術館副館長」に、「カデミー事務局長」に改め、同項本庁課長の欄中「教育主管」を「教育主管 副学長 事務局長」に改め、同項本庁課長の欄中「教育主管」を「国体競技力向上室長」を

に改め、「競技力向上対策監」を削り、「美術館学芸部長」を「美術館学芸課長」に改め、「森林文化アカデミー副学長」及び「森林文化アカデミー事務局長」を削り、同表代表監査委員の項本庁課長の欄中「総括管理監」を「総括管理監 監査企画監」に改め、同表議会議長の項本庁次長の欄中「参事」を削り、同表人事委員会の項中

局長	
----	--

に改め、同表備考第一号中「規定する地方機関」の下に「知事の

局長	
----	--

を加え、同表備考第三号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改め、同表備考第四号を削る。

別表研究職の表中

任命権者	職員 の職員
試験研究機関の 専任研究員	吏員又は 専任研究員
専門研究員	に相当
主	当

[illegible]

を	権任命 職	の職員 職	の試験 研究機 関	研主 究任 員専 門	専門研究員
---	----------	----------	-----------------	---------------------	-------

主任研究員
研究員

に改め、同表警察本部長の項中

研究員	
-----	--

主任研究員	研究員
-------	-----

員に改める。

別表医療職(一)の表中

任命権者	職員			
	院長	副院長	主任医長	医長
	史	員	の	

技術主査		技師		職
------	--	----	--	---

長		技術主査		技師	
---	--	------	--	----	--

別表医療職(二)の表中	
-------------	--

当する職	
技師	

主任技師		技師	
------	--	----	--

別表医療職(三)の表中	
-------------	--

主任技師		技師		職
------	--	----	--	---

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	
看護部長	
上席看護師長	
看護師長	

を	
任命権者の職員	
副院長	

2 別表第一の三に掲げる職に係る管理職手当の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。
第二十四条に次の二項を加える。

3 第一項に規定する職を占める職員のうち、地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第一の四の管理職手当額欄に定める額（任期付短時間勤務職員にあつては、その額に条例第三十一条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

4 第一項に規定する職を占める職員のうち、再任用職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第一の五の管理職手当額欄に定める額（再任用短時間勤務職員にあつては、その額に条例第三十一条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第二十四条の二中「前条の表」を「別表第一の三」に、「同条の表に掲げる支給割合の範囲内において」を「当該職の職務の内容及び職責を考慮し」に改め、「得て」の下に「、当該職員が再任用職員であるか否かの区分及び当該職に準ずるものと認められる同表に掲げる職に係る同表の区分欄に定める区分に従い、前条第三項又は第四項の例により」を加える。

第三十四条第二項第二号中「支給割合が百分の二十五又は百分の二十」を「区分が一種又は二種」に改める。

第三十四条の二第二項中「支給割合の」を削り、同項の表を次のように改める。

管理職手当の区分	
一種	額
二種	一万二千円
三種	一万円
八千円	

四種	
五種	
六種（別表第一の三教育委員会の部学校の項に規定する教頭又は部主事の区分を除く。）	六千円
六種（別表第一の三教育委員会の部学校の項に規定する教頭又は部主事の区分に限る。）	
七種	
八種	四千円

第三十七条第四項の表盲学校、聾学校及び養護学校の項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同表備考中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「岐阜県立特殊教育学校管理規則」を「岐阜県立特別支援学校管理規則」に、「養護学校の」を「特別支援学校の」に改める。

第三十八条の九第二項中「技術吏員及び事務職員である」を削り、同条第四項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改め、同条第五項第二号中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第三十八条の十二第一項中「産業技術センター」の下に「機械材料研究所」を加える。

第三十八条の十九第四項中「産業技術センター」の下に「機械材料研究所」を加え、同条第七項中「農林事務所」を「振興局」に改める。

第四十八条の十一第二項第一号を次のように改める。

一 農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第八条第二項各号に掲げる事務又は森林法第百八十七条第二項各号に掲げる事務（以下この号において「普及事務」という。）に従事していない日又は時間の割合が、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる割合となること。

イ 常勤の職員 月の初日から末日までの間において週休日、祝日法による休日等及び年末年始の休日等を除いた日（以下この号において「勤務を要する日」という。）のうち、普及事務に従事していなかった日（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によるものとして承認された休暇の事由により勤務をしていなかった日を除く。）の合計が、その月の勤務を要する日の合計の二分の一以上となること。

ロ 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 月の初日から末日までの間

において勤務を要する日における再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員として勤務を要する時間のうち、普及事務に従事していなかった時間（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によるものとして承認された休暇の事由により勤務をしていなかった時間を除く。）の合計が、その月に再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員として勤務を要する時間の合計の二分の一以上となること。 第四十八条の十一第二項に次の一号を加える。 三 条例第十条に規定する管理職手当を受けていること。 第四十八条の十六中「養護教諭」の下に「栄養教諭」を加える。 第四十八条の十八第一号中「地方公務員法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）を「再任用職員」に改める。 第五十二條の二第一号中「にあつては、第二十四條に規定する管理職手当の支給割合が百分の二十五とされている参事の職に限る」を「を除く」に改める。 第五十二條の四第三項第一号中「支給割合が給料月額額の百分の二十五」を「区分が一種」に改める。 第六十六條を削り、第六十五條の二を第六十六條とする。 第七十一條中「若しくは第三十五條第二項又は第六十六條第三項」を「又は第三十五條第二項」に、「人事委員会」を「人事委員会」に改める。 別表第一 県立看護大学の項職員の欄及び情報科学芸術大学院大学の項職員の欄を次のように改める。			
授業に従事する教授、准教授、講師又は助教で人事委員会が定めるもの			
別表第一 小学校及び中学校の項中「特殊学級」を「特別支援学級」に改め、同表盲学校、聾学校及び養護学校の項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。 別表第一の二の次に次の三表を加える。 別表第一の三（第二十四条関係）			
任命権者	機関	職	区分
知事			
本庁			
消防学校	振興局	局長	理事、部長、秘書広報統括監、危機管理統括監、参与、会計管理者、出納事務局長、次長（人事委員会の認めるものに限る。）、研究開発統括監
校長	副局長、地域危機管理監、振興局の事務所の所長	局長	次長、危機管理副統括監、国体準備事務局長、医療技監、農業技監、土木技監、参事、課長、総務事務センター長、国体準備事務局次長、総括管理監（人事委員会の認めるものに限る。）、個人住民税徴収企画監、少子化対策監、地域福祉推進監、県立病院企画監、技術統括監（人事委員会の認めるものに限る。）
四種	六種	二種	四種
六種	二種	一種	二種
一種	六種	六種	一種

東京事務 所		所長	企業誘致監	課長、六本木センター所長	所長	管理監	課長	校長	課長	所長	管理監	課長	地方自治 大学校	所長	管理監	課長	自動車税 事務所
岐阜県行 政組織規 則第五十 四条に規 定する試 験研究機 関		部長研究員、主幹	課長（保健環境研究所、産業技術セン ター、農業技術センター及び畜産研究 所の総務課長に限る。）	六種	七種	二種	二種	二種	二種	四種	四種	二種	二種	六種	二種	二種	六種
旅券セン ター		所長															
県民生活 相談セン ター		所長															
保健所		所長	副所長、保健所の事務所の所長、管理 監	課長（保健所の事務所の課長を除く。）	六種	四種	二種	二種	二種	二種	二種	二種	二種	六種	二種	二種	六種
県立看護 大学		事務局長	学部長、研究科長	管理監	課長	校長	管理監	副校長、課長	校長	看護専門 学校	副校長	院長、事務局長	副院長、主任部長	薬剤部長、看護部長、総務課長	技師長、薬剤指導監、看護指導監、医 療サービス課長	精神保健 福祉セン ター	所長
食肉衛生 検査所		所長	食肉検査監	二種	四種	二種	二種	二種	二種	二種	二種	二種	二種	二種	二種	二種	二種
身体障害 者更生相 談所		所長															
知的障害 者更生相 談所		所長															
希望が丘 学園		園長、事務局長	看護部長	課長	二種	四種	二種	二種	二種	二種	二種	二種	二種	二種	二種	二種	二種

子ども相談センター	女性相談センター	わかあゆ学園	計量検定所	情報科学芸術大学院大学	国際たぐみアカデミー	木工芸術スクール	農林事務所	病害虫防除所	農業大学校	地域農業改良普及センター	家畜保健			
所長	家庭支援第二課長	所長	所長	事務局長 研究科長、図書館長、センター長	塾長、事務局長 指導部長	事務局長	所長 副所長、管理監	所長	校長 副校長	所長、地域農業改良普及センターの事務所の所長	課長	所長		
四種（中央にあつては、二種）	六種	四種	四種	二種	二種	二種	二種	四種	二種	四種	六種	四種		
衛生所	土木事務所				東海環状自動車道事務所	阿多岐夕△管理事務所	長良川上流河川開発工事事務所	宮川上流河川開発工事事務所	岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所	流域浄水事務所	建築事務所			
課長（岐阜家畜保健衛生所の課長に限る。）	所長 副所長、公有地化推進企画監、管理監	課長（施設管理課長（岐阜土木事務所を除く）、道路維持課長（岐阜土木事務所を除く）及び公有地化推進課長を除く）、指導検査監			所長	所長	所長	所長	所長	所長	課長 管理監	所長		
六種	二種	六種			二種	四種	四種	四種	四種	四種	六種	二種		

教育委員会															
議 会															
事務局															
所 長															
副所長															
事務局															
課長															
図書室長、政策調査室長、総括管理監															
教育次長、参与、総合教育センター長															
参事、本庁の課長、教育主管、教育事務所長															
室長、総括管理監、管理監、教育施設整備監、厚生企画監、研修企画監、社会教育対策監															
教育事務所の課長															
管理監															
校長、副校長															
事務部長															
教頭、部主事															
七種（人事委員会 が定めるものにあ つては、六種。学 校の教頭及び部主 事のうち、岐阜県 教育職員の給与そ の他の勤務条件の 特例に関する条例 （昭和四十六年岐 阜県条例第三十七 号）第三条の規定 により教職調整額 の支給を受ける者 にあつては、八種）															

	学芸部長	四種
美術館	館長	一種
	副館長	二種
	部長	四種
	課長	六種
現代陶芸 美術館	館長	一種
	副館長、総務部長	二種
	学芸部長	四種
ミュージ アムひだ	館長	二種
	部長	四種
人事委 員会	事務局 局長	一種
	課長	二種
監査委 員	事務局 局長	一種
	課長、監査企画監	二種
	総括管理監	四種
公安委 員会	部長（総務室長を含む）、警察学校長、 組織犯罪対策統括官	一種
警察本部	参事官、首席監察官、課長、上席監察 官、自動車警ら隊長、鉄道警察隊長、 機動捜査隊長、科学捜査研究所長、交 通機動隊長、高速道路交通警察隊長、 機動隊長	二種
	監察官、総括情報管理官、管理官、管 理監、警察学校副校長	四種
警察署	署長、副署長	二種（岐阜南警察 署、岐阜北警察署、 各務原警察署、岐 阜羽島警察署、北 方警察署、関警察 署、加茂警察署、

可児警察署及び高 山警察署の副署長 にあつては四種）	管理監	四種
	事務局長	一種
労働委 員会	課長	二種

別表第1の4（第二十四条関係）

1 行政職給料表

職務の級	区分	管理職手当額
9 級	一種	128,900円
8 級	一種	118,900円
	二種	95,100円
7 級	二種	90,600円
	四種	67,900円
6 級	二種	85,200円
	四種	63,900円
	六種	51,100円
	七種	42,600円
5 級	四種	60,700円
	六種	48,500円
	七種	40,400円

2 公安職給料表

職務の級	区分	管理職手当額
9 級	一種	121,000円
	二種	96,800円

8 級	二種	92,700円
	四種	69,500円
	二種	91,400円
7 級	四種	68,600円

3 教育職給料表(一)

職務の級	区 分	管理職手当額
5 級	二種	105,500円

4 教育職給料表(二)

職務の級	区 分	管理職手当額
4 級	三種	74,900円
	五種	65,500円
	六種	56,200円
3 級	六種	55,500円
	七種	46,200円
2 級	八種	34,100円

5 教育職給料表(三)

職務の級	区 分	管理職手当額
4 級	三種	72,300円
	五種	63,300円
	六種	54,200円
3 級	六種	53,800円
	七種	44,800円
2 級	八種	33,200円

6 教育職給料表(四)

職務の級	区 分	管理職手当額
4 級	二種	100,300円

7 研究職給料表

職務の級	区 分	管理職手当額
5 級	二種	102,100円
	四種	76,600円
	二種	92,300円
4 級	四種	69,200円
	七種	46,200円

8 医療職給料表(一)

職務の級	区 分	管理職手当額
4 級	一種	137,700円
	二種	110,100円
	二種	104,800円
3 級	四種	78,600円
	六種	62,900円

9 医療職給料表(二)

職務の級	区 分	管理職手当額
7 級	二種	90,400円
	四種	67,800円
	二種	85,200円
6 級	四種	63,900円

	六種	51,100円
	七種	42,600円

10 医療職給料表(三)

職務の級	区 分	管理職手当額
7 級	二種	90,600円
	四種	68,000円
	二種	89,900円
6 級	四種	67,400円
	六種	54,000円
	七種	45,000円

備考

別表第 1 の 3 に掲げる職のうち、この表に掲げられていない管理職手当額を定める特
段の事情があると人事委員会が認める職を占める職員に支給する管理職手当額について
は、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範
囲内で人事委員会が認める額とする。

- 1 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段
高い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当額未満の額
 - 2 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段
低い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当額を超える額
 - 3 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当
該職務の区分に係る管理職手当額の区分があるときは、当該管理職手当額未満の額
 - 4 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当
該職の区分に係る管理職手当額の区分があるときは、当該管理職手当額を超える額
- 別表第 1 の 5 (第二十四条関係)
- 1 行政職給料表

職務の級	区 分	管理職手当額
------	-----	--------

9 級	一種	112,900円
8 級	一種	99,800円
	二種	79,800円
7 級	二種	72,900円
	四種	54,700円
6 級	二種	64,200円
	四種	48,200円
	六種	38,500円
	七種	32,100円
5 級	四種	44,300円
	六種	35,400円
	七種	29,500円

2 公安職給料表

職務の級	区 分	管理職手当額
9 級	一種	104,800円
	二種	83,800円
8 級	二種	77,300円
	四種	57,900円
7 級	二種	69,900円
	四種	52,500円

3 教育職給料表(一)

職務の級	区 分	管理職手当額
5 級	二種	81,800円

4 教育職給料表(二)

職務の級	区 分	管理職手当額
4 級	三種	68,000円
	五種	59,500円
	六種	51,000円
3 級	六種	40,600円
	七種	33,800円
	八種	22,400円

5 教育職給料表(三)

職務の級	区 分	管理職手当額
4 級	三種	66,300円
	五種	58,000円
	六種	49,800円
3 級	六種	39,800円
	七種	33,100円
	八種	22,100円

6 教育職給料表(四)

職務の級	区 分	管理職手当額
4 級	二種	76,900円

7 研究職給料表

職務の級	区 分	管理職手当額
5 級	二種	78,700円
	四種	59,000円
	二種	66,600円

四種	49,900円
七種	33,300円

8 医療職給料表(一)

職務の級	区 分	管理職手当額
4 級	一種	115,900円
	二種	92,700円
	二種	78,100円
3 級	四種	58,600円
	六種	46,900円

9 医療職給料表(二)

職務の級	区 分	管理職手当額
7 級	二種	74,600円
	四種	56,000円
	二種	65,800円
6 級	四種	49,400円
	六種	39,500円
	七種	32,900円

10 医療職給料表(三)

職務の級	区 分	管理職手当額
7 級	二種	75,800円
	四種	56,900円
	二種	66,500円
6 級	四種	49,900円

六種	39,900円
七種	33,300円

備考

別表第1の3に掲げる職のうち、この表に掲げられていない管理職手当額を定める特段の事情があると人事委員会が認める職を占める職員に支給する管理職手当額については、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が認める額とする。

- 1 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段高い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当額未満の額
- 2 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段低い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当額を超える額
- 3 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職務の区分に係る管理職手当額の区分があるときは、当該管理職手当額未満の額
- 4 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当額の区分があるときは、当該管理職手当額を超える額

「 高山市庄川町新淵五五〇 高根町上ヶ洞四二八の一 高山市庄川町新淵二四五の四 高根町上ヶ洞五四〇 別表第四中 五の六一五 高山市庄川町新淵二四五の四 高根町上ヶ洞五四〇 」	高山市庄川町駐在所 高山市高根町駐在所 恵那市山岡町駐在所 恵那市山岡町駐在所 一級
--	--

地 を 「 恵那市山岡町久保原東山上ヶ平一九七 五の六一五 高山市庄川町新淵二四五の四 高根町上ヶ洞五四〇 飛驒市神岡町東茂住一三三六一 」	恵那市山岡町駐在所 庄川警察官駐在所 高根警察官駐在所 茂住警察官駐在所 一級地
--	--

に改める。

別表第四の二中 「 高山市上宝町本郷五四〇 恵那市串原三二七の一 揖斐郡揖斐川町坂内広瀬九二四 」	高山市上宝町駐在所 恵那市串原駐在所 揖斐川町坂内駐在所
--	------------------------------------

及び「飛驒市神岡町東茂住一三三六一」を削る。
「
丹生川東小学校
荒城小学校
朝日小学校
高根小学校
」を削る。

別表第五小学校の表高山市の部中
郡上市の部相生第二小学校の項を削る。
別表第五の二揖斐郡の項を削る。
別表第五の三中「郡上養護学校」を「郡上特別支援学校」に、「白鳥警部補交番」を「白鳥交番」に、「小坂警部補交番」を「小坂警察官駐在所」に改め、

滝三六五の六
長滝警察官駐在所
」を削る。

別表第七教育職給料表(一)の項中「研究科長」の下に、「図書館長」を加え、「助教授」を「准教授」に、「助手」を「助教及び助手」に改め、同表「教育職給料表(二)」の項中「及び養護教諭」を、「養護教諭及び栄養教諭」に改め、同表教育職給料表(四)の項中「校長」を「学長」に、「助教授」を「准教授」に改める。

別記第三号様式の三中「外診歴診」を「区分」に、「100分」を「種」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 条例第十条の規定により管理職手当を支給される職を占める職員のうち、この規則

による改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第二十四条及び第二十四条の二の規定による管理職手当額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。 一 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の百 二 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の七十五 三 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の五十 四 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 百分の二十五 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。 一 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員（以下「同一給料表適用職員」という。）であつて、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、上位区分等相当職員（同日において占めていた職に係る旧区分（当該職に関し定められていたこの規則による改正前の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第二十四条の規定による管理職手当の支給割合について、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる新規則第二十四条第二項の管理職手当の区分に相当する区分に読み替えた場合における当該区分をいう。以下同じ。）より高い区分に相当する新規則別表第一の三の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第三号において同じ。）及び相当区分等職員（旧区分に相当する新規則別表第一の三の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第三号において同じ。）同日にその者が受けていた管理職手当及び農林漁業普及指導手当の月額額の合計額		百分の二十五 百分の二十 百分の十六 百分の十五 百分の十四		一種 二種 三種 四種 五種	
二 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分等相当職員（旧区分より低い区分に相当する新規則別表第一の三の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第四号において同じ。）同日に旧支給割合（次の表の上欄に掲げる当該職員に適用される新規則別表第一の三の区分欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる旧規則第二十四条の規定による管理職手当の支給割合に相当する支給割合をいう。第四号において同じ。）を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当及び農林漁業普及指導手当の月額額の合計額		百分の十三 百分の十二 百分の十 百分の八 百分の六		二種 六種 七種 施行日の前日に、農林漁業普及手当の支給を受けていた者にあつては四種、教職調整額の支給を受けていた者にあつては八種 六種	
百分の二十（施行日の前日に農林漁業普及指導手当を受けていた者にあつては、百分の十三） 百分の十六 百分の十五（施行日の前日に農林漁業普及指導手当を受けていた者にあつては、百分の八） 百分の十四 百分の十二（施行日の前日に農林漁業普及指導手当を受けていた者にあつては、百分の六） 百分の十 百分の八		二種 六種 七種 八種		百分の十三 百分の十二 百分の十 百分の八 百分の六	

三 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、上位区分等相当職員及び相当区分等職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当及び農林漁業普及指導手当の月額合計額

四 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当及び農林漁業普及指導手当の月額合計額

五 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他人事委員会が認める特別の事情があると認められる職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定（第一号の規定にあつては、同号の表百分の十六の項及び百分の十四の項中「三種」又は「五種」とあるのは「四種」と読み替えるものとする。）に準じてその者が受けることとなる管理職手当及び農林漁業普及指導手当の月額合計額

六 前各号に掲げる職員のほか、職員以外の地方公務員から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずる者として人事委員会が認める職員 前各号の規定に準じて人事委員会が認める額

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第六号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成十八年岐阜県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

附則第十七項中「百分の十一」を「百分の十二」に改める。

附則別表第二中「百分の十三」を「百分の十四」に、「百分の十一」を「百分の十二」に、「百分の一」を「百分の二」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第七号

職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則

職員の人事記録に関する規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表転職の項中「事務吏員、技術吏員等」を「職員（事務）、職員（技術）等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第八号

岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員等旅費条例施行規則（昭和三十三年岐阜県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(岐阜県内の地域)

第三条の二 旅費条例第二条第三項に規定する人事委員会規則で定める地域は、別表第一の三の市町欄に掲げる市町のうちそれぞれ同表の地域欄に掲げる地域とする。

第八条に次の一項を加える。

2 前項の様式は、旅費システム(電子計算機を用いて、旅行命令、旅費計算、旅費請求その他の旅費管理を総合的に行うための情報システムをいう。)により作成された電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもつて代えることができる。

第九条第一項第三号口中「日本郵政公社の調べに係る郵便線路図に掲げる」を「実測その他信頼するに足る方法により計測された」に改め、同条第三項本文中「市町村内」の下に「(当該出発箇所又は目的箇所が第三条の二に規定する地域に存する場合にあつては、当該地域内)」を加え、「以下本項において「県庁等」という」を「市役所又は町村役場の支所等を含む」に改め、「郵便線路図に掲げる」を削り、「郵便局」を「市役所又は町村役場(都にあつては、区役所)」に改め、同項ただし書を削り、同条第五項中「地方公共団体の長の証明する元標」を「当該旅行の出発箇所、目的箇所」に改める。

第十一条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第八条第二項の規定は、前項の様式について準用する。

第十四条から第十四条の三までを削り、第十五条を第十四条とする。

第十五条の二第一号中「ワイエトナム、カンボディア」を「ベトナム、カンボジア」に改め、「中華人民共和国」の下に「東ティモール」を加え、「マレーシア」を「マレーシア」に改め、同条を第十五条とする。

第十六条第一項の表北アメリカ諸国の東海岸の項中「ニュー・ヨーク」を「ニューヨーク」に、「ニュー・オルリンズ」を「ニューオリンズ」に改め、同表北アメリカ諸国の西海岸の項中「ヴァンクーヴァー」を「バンクーバー」に、「サン・フランシスコ、ロス・アンジェルズ」を「サンフランシスコ、ロサンゼルス」に改め、同表メキシコ及び中央アメリカ諸国の項中「サン・ホセ」を「サンホセ」に改め、同表カリブ海諸国の項中「ハヴァナ、ポルト・ト・フランス及びサント・ドミンゴ」を「ハバナ、ポルト・フランス及びサントドミンゴ」に改め、同表南アメリカ諸国の項中「ベレーン、マナオス」を「ベレン、マナウス」に、「リオ・デ・ジャネイロ」を「リオデジャネイロ」に、「モ

ンテヴィデオ、フエノス・アイレス」を「モンテビデオ、フエノスアイレス」に改め、同表西アフリカ諸国の項中「モンロヴィア」を「モンロビア」に、「リーブルヴィル」を「リーブルビル」に改める。

第十八条第二号の二を削り、同条第三号中「近距離地域以外の地域に」を「近距離旅行以外の」に改め、同条中第十号を削り、第九号を第十号とし、第七号及び第八号を削り、第六号を第九号とし、第五号の三を第八号とし、第五号の二を第七号とし、同条第五号中「単身赴任手当を受けている」を削り、同条を同条第六号とし、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 旅行者が公用以外の自動車等を運転し、旅費条例第十九条第一項に規定する近距離旅行以外の旅行をした場合において、第九条第五項の規定により出発箇所及び目的箇所を起点に陸路の路程を計算したときは、交通機関を利用した場合及び宿泊した場合を除き、当該旅行について支給される旅行諸費の二分の一の額を支給するものとする。

第十八条第十一号中「次のイ、ロ又はハに掲げる理由により正規の着後手当を支給することが適当でないときは、当該イ、ロ又はハに掲げる基準による着後手当を支給する」を「宿泊に要する日数及び夜数が旅費条例第二十三条に規定する日数及び夜数を下回るときは、当該下回る日数及び夜数に相当する旅行諸費定額及び宿泊料定額は支給しない」に改め、同号イからハまでを削り、同条中第十四号及び第十五号を削り、第十六号を第十四号とし、第十七号を第十五号とし、第十八号を第十六号とする。

第二十一条中「ロス・アンジェルズ、ニュー・ヨーク、サン・フランシスコ」を「ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ」に、「ジュネーヴ」を「ジュネーブ」に、「アブ・ダビ、ジェッダ、クウェイト、リアド」を「アブダビ、ジッダ、クウェイト、リヤド」に改める。

第二十二條第二号中「モルドヴァ」を「モルドバ」に、「大ブリテン」を「英国」に、「サイプラス」を「キプロス」に、「アソイス諸島」を「アソレス諸島」に改め、同条第三号中「クウェイト、ヨルダン」を「クウェイト、ヨルダン」に改め、同条第四号中「モルドヴァ」を「モルドバ」に改め、「インドネシア」の下に「東ティモール」を加え、同条第六号中「ニュー・ジラランド」を「ニュージラランド」に改め、同条第七号中「セイシェル諸島」を「セーシェル諸島」に改める。

第二十三條中「スロヴァキア、スロヴェニア」を「スロバキア、スロベニア」に、「チェッコ」を「チェコ」に、「マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、ボスニア・ヘ

ルツェゴヴィナ、モルドヴァ」を「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ」に、「ラトヴィア」を「ラトビア」に改める。
 第二十四条中「ビルマ及びマレーシア」を「ミャンマー及びマレーシア」に改め、「大韓民国」の下に「東ティモール」を加える。
 別表第一の二の次に次の一表を加える。
 別表第一の三（第三条の二関係）

市町	地域
大垣市	平成十八年三月二十六日において養老郡上石津町であつた地域
高山市	平成十七年一月三十一日（以下のこの部において「合併前」という。）において大野郡丹生川村であつた地域 合併前において大野郡清見村（大原及び檜谷を除く。）であつた地域 合併前において大野郡清見村大原及び檜谷であつた地域 合併前において大野郡莊川村であつた地域 合併前において大野郡宮村であつた地域 合併前において大野郡久々野町であつた地域 合併前において大野郡朝日村（胡桃島、桑之島西洞及び宮之前を除く。）であつた地域 合併前において大野郡朝日村胡桃島、桑之島、西洞及び宮之前であつた地域 合併前において大野郡高根村であつた地域 合併前において吉城郡国府町であつた地域 合併前において吉城郡上宝村（赤桶、今見、柏当、神坂、笹嶋、田頃家、夢之俣、栃尾、中尾、一重ヶ根、平湯、福地及び村上を除く。）であつた地域 合併前において吉城郡上宝村赤桶、今見、柏当、神坂、笹嶋、田頃家、夢之俣、栃尾、中尾、一重ヶ根、平湯、福地及び村上であつた地域 平成十七年二月六日（以下のこの部において「合併前」という。）

中津川市	において武儀郡洞戸村であつた地域 合併前において武儀郡板取村であつた地域 合併前において武儀郡武芸川町であつた地域 合併前において武儀郡武儀町であつた地域 合併前において武儀郡上之保村であつた地域 平成十七年二月十二日（以下のこの部において「合併前」という。）において恵那郡坂下町及び川上村並びに長野県木曾郡山口村であつた地域 合併前において恵那郡加子母村であつた地域 合併前において恵那郡付知町であつた地域 合併前において恵那郡福岡町及び蛭川村であつた地域 平成十六年十月二十四日（以下のこの部において「合併前」という。）において恵那市中野方町であつた地域 合併前において恵那郡岩村町及び山岡町であつた地域 合併前において恵那郡明智町及び串原村であつた地域 合併前において恵那郡上矢作町であつた地域 平成十五年三月三十一日において山県郡美山町であつた地域 平成十六年一月三十一日（以下のこの部において「合併前」という。）において吉城郡河合村であつた地域 合併前において吉城郡宮川村であつた地域 合併前において吉城郡神岡町であつた地域 平成十六年二月二十九日（以下のこの部において「合併前」という。）において郡上郡八幡町小那比であつた地域 合併前において郡上郡大和町であつた地域 合併前において郡上郡白鳥町（石徹白を除く。）であつた地域 合併前において郡上郡白鳥町石徹白であつた地域 合併前において郡上郡高鷲村であつた地域 合併前において郡上郡美並村であつた地域
------	---

別表第二(第一号様式)を次のように改める。

下呂市	合併前において郡上郡明宝村であつた地域
	合併前において郡上郡和良村であつた地域
	平成十六年二月二十九日(以下のこの部において「合併前」という。)において益田郡萩原町であつた地域
	合併前において益田郡小坂町(落合を除く。)であつた地域
	合併前において益田郡小坂町落合であつた地域
本巣市	合併前において益田郡金山町であつた地域
	合併前において益田郡馬瀬村であつた地域
	平成十六年一月三十一日(以下のこの部において「合併前」という。)において本巣郡根尾村であつた地域
	平成十七年一月三十日(以下のこの部において「合併前」という。)において揖斐郡春日村であつた地域
	合併前において揖斐郡久瀬村であつた地域
揖斐郡揖斐川町	合併前において揖斐郡藤橋村(徳山を除く。)であつた地域
	合併前において揖斐郡藤橋村徳山であつた地域
	合併前において揖斐郡坂内村であつた地域

別表第 2 (第 1 号様式) (第 8 条、第 11 条関係)

旅 行 命 令 (依 頼) 書

所属部局課 (住所)	発令年月日 年 月 日	旅行命令番号
職務の級 行政職に読み替えた級 級	職氏名	旅行期間 年 月 日から 年 月 日まで 泊 日
用務	用務先	

旅 費 計 算 書 ・ 精 算 書

旅 行 明 細		
		概算受領済額
		差 引 請 求 額
		差 引 返 納 額
合 計	円	本書のとおり精算します。 年 月 日 様 印

決 済 等 欄	支出命令権者精算決裁印	旅行命令権者の認印				

別表第二(第二号様式) から別表第二(第十号様式) までを削り、別表第二(第十号様式) を別表第二(第二号様式) とし、別表第二(第十一号様式) 中

を に、 を

に改め、同表を別表第二(第三号様式) とする。

別表第四第六号中「旅費条例第二十七条第一号又は」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則(昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

付則第二項及び第三項を削り、付則第一項の項番号を削る。

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第九号

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則(昭和三十八年岐阜県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の三第一項第三号中「補職名」を「職名」に改める。

第二条の六第三項中「を計算する際に用いた給料月額に乘する支給割合」を「の区分」

に、「ものを給料月額に乘じて得た管理職手当」を「区分の管理職手当(平成十九年三

月三十一日以前においては、平成十九年三月三十一日以前に適用されていた給与条例により、特定基礎在職期間の直前の日にその者が受けていた管理職手当を計算する際に用いた給料月額に乘する支給割合と特定基礎在職期間に連続する日にその者が受けていた管理職手当を計算する際に用いた給料月額に乘する支給割合のうちいずれか低いものを給料月額に乘じて得た管理職手当」に改める。

別表口の表第一号区分の項第四号中「平成十八年四月以後の給与条例第十条第一項」を「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間において適用されていた給与条例(他の条例又は規則において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成十八年四月以後平成十九年三月以前の給与条例」という。)(第十条第一項」に改め、「額であつたもの」の下に「又は平成十九年四月以後に適用されている給与条例(他の条例又は規則において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成十九年四月以後の給与条例」という。)(第十条第一項の規定による管理職手当の区分が一種」を加え、同表第三号区分の項第四号中「平成十八年四月以後の給与条例第十条第一項」を「平成十八年四月以後平成十九年三月以前の給与条例第十条第一項」に改め、「額であつたもの」の下に「又は平成十九年四月以後の給与条例第十条第一項の規定による管理職手当の区分が五種以上であつたもの」を加え、同項第五号中「平成十八年四月以後の給与条例第十条第一項」を「平成十八年四月以後平成十九年三月以前の給与条例第十条第一項」に改め、「額であつたもの」の下に「又は平成十九年四月以後の給与条例第十条第一項の規定による管理職手当の区分が五種以上であつたもの」を加える。

別記第一号様式中「並置」を「羅列」に改める。

「並置」

別記第一号様式の二中「」を削り、「」を「」に改める。

「」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一事務局の項中「参事」を削る。

別表第二本庁の項中「健康保健指導監」を「会計管理者、出納事務局長」に改め、「全国植樹祭推進事務局長」を削り、「研究開発副総括監」を「国体準備事務局長」に改め、「副出納長、出納事務局長」を削り、「国体準備事務局長」を「国体準備事務局次長」に改め、「全国植樹祭推進事務局次長、政策報道監」を削り、「少子化対策監」の下に「地域振興企画監」を加え、「給与システム企画監」及び「保健企画監」を削り、「感染症対策企画監」の下に「保健企画監」を加え、「高齢者医療企画監」及び「消費流通企画監」を削り、「建築安全対策監」を「建築構造審査監」に、「財務開発企画監」を「総合財務企画監」に改め、「主幹」を削り、同表振興局の項中「管理監」を削り、同表子ども相談センターの項中「所長」の下に「家庭支援第二課長」を加え、同表土木事務所の項中「道路維持課長、公有地化推進課長及び災害復旧課長」を「施設管理課長（岐阜土木事務所を除く）」、「道路維持課長（岐阜土木事務所を除く）」及び「公有地化推進課長」に改め、同表建築事務所の項中「建築課長（岐阜建築事務所に限る。）」を削り、同表大阪事務所の項を削り、同表地方自治大学校の項中「管理監」を削り、同表試験研究機関の項中「総務課長」の下に「主幹」を加え、同表県立看護大学の項中「事務局長」の下に「管理監」を加え、同表病院の項中「院長代理」、「管理監」及び「管財指導監」を削り、同表女性相談センターの項中「女性支援企画監」を削り、同表情報科学芸術大学院大学の項中「研究科長」の下に「図書館長」を加え、「管理監」を削り、同表国際たくみアカデミーの項中「副塾長」を「塾長」に改め、同表農業大学校の項中「主幹」を削り、同表流域浄水事務所の項中「総務課長」の下に「管理監」を加える。

別表第三事務局の部本庁の項中「課長」の下に「室長」を加え、「競技力向上対策監」を削り、同表盲学校、聾学校及び養護学校校の部中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同表美術館の部中「部長」の下に「課長」を加え、同表現代陶芸美術館の部中「館長」の下に「副館長」を加え、同表ミュージアムひだの部中「部長」の下に「総務課長」を加える。

別表第五事務局の項中「監査課」を「監査企画監、監査第一課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十一号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一号中「助教授」を「准教授」に改める。

別表第一八の表二級の項中「四州」を「四級又は四州」に、同表四級の項中「助教授」を「准教授」に改める。

別表第二一の表一級の項第二号中「四州校、聾学校又は聾養学校（以下「特殊学校」という。）」を「特別支援学校」に改め、同表二級の項中「特殊学校」を「特別支援学校」に、「又は聾養学校」を「、聾養学校又は聾養学校」に改め、同表三級の項第一号及び四級の項中「特殊学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第一本の表二級の項中「又は聾養学校」を「、養護教諭又は養護教諭」に改める。
別表第一八の表一級の項中「助手」を「助教又は助手」に、同表三級の項中「助教授」を「准教授」に改める。

別表第二八の表中「助教授」を「准教授」に、「助手」を「助手」に改める。

別表第二二の表中「聾養教諭」を「聾養教諭」に改め、同表備考第一号中「一の四」を「一の五」に改める。

別表第二本の表中「聾養教諭」を「聾養教諭」に改める。

別表第二への表中「助教」を「准助教」に、「助手」を「助教」に改める。

別表第三二の部の二の項第三号及び三の部の一の項第一号中「、画学校、画学校又は准画学校」を「又は特別支援学校」に、同表三の部の二の項第一号及び四の部第一号中「画学校、准学校並しくは准准学校」を「特別支援学校」に改め、同表備考を同表備考第一号とし、同表備考に次の一号を加える。

2 この表の「特別支援学校」には、学校教育法第一号を改正する法律（平成18年法律第80号）による改正前の学校教育法の画学校、准学校及び准准学校を含む。

別表第六八の表中「助手」を「助教」に改める。

別表第六二の表中「准准教授」を「准教授」に改め、同表備考中「一の四」を「一の五」に改める。

別表第六六の表中「准准教授」を「准教授」に改める。

別表第六への表中「画学校」を「助教」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十二号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則（平成十八年岐阜県人

事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十六項を附則第十七項とし、附則第十二項から附則第十五項までを一項ずつ繰り下げ、附則第十一項の次に次の一項を加える。

（平成二十年一月一日における一般職員の昇給の号給数等）

12 第六項から前項までの規定は、平成二十年一月一日における一般職員の昇給について準用する。この場合において、第六項中「平成十九年一月一日」とあるのは「平成二十年一月一日」と、同項第一号中「切替日前」とあるのは「平成十九年一月一日（以下「基準日」といふ。）前」と、「切替日後」とあるのは「基準日後」と、「数から一を減じて得た数に相当する号給数」とあるのは「号給数」と、同項第二号中「平成十八年十二月三十一日」とあるのは「平成十九年十二月三十一日」と、第九項中「切替日から平成十八年十二月三十一日」とあるのは「基準日から平成十九年十二月三十一日」と、第十項中「平成十九年一月一日」とあるのは「平成二十年一月一日」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十三号

岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成十四年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一例第二例第二項第一号に該当する公益法人等の項中「財団法人岐阜県国際パイオ研究所」を削り、同表第二例第二項第一号に該当する公益法人等の項中「財団法人二千五年日本国際博覧会協会」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会訓令甲

岐阜県人事委員会訓令甲第一号

事 務 局 一 般

岐阜県人事委員会事務局職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会事務局職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県人事委員会事務局職員の勤務時間に関する規程（昭和三十一年岐阜県人事委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「休息時間」を削る。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年四月一日印刷
平成十九年四月一日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

印刷者
印刷所
定価
一か年
四八、〇〇〇円（送料共（消費税二、二八六円を含む））
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜飯尾文芸社